

〔23 程文〕狩宿御閑所要害遠見役証文（文久3年）

狩宿御閑所遠見役証文之事

一当村之義者、古来より 御閑所附ニ而、御因
御要害遠見役被ニ 仰付一、急度相守、

御閑所御用不レ限ニ何時ニ一、被ニ 仰付一次第
罷出、得ニ御差図一相勤來申候事

一男女ニ不レ限、他所之者當村江參、 御閑所
之外へり道通度旨願申者御座候共、一切案内
仕間敷候、若金銀ヲ貰案内仕候ハヽ、
御公儀様江被ニ 仰立一、何様之御科

被ニ 仰付一候共、少茂違背仕間敷候、万一千
他所之者通懸申候ハヽ、捕置、早速

御閑所江可ニ申上一候事

一御閑所近所ニ出火、或ハ騒動ケ間敷
儀御座候ハヽ、村中不レ残罷出、御差図を請、

御用相勤可レ申候事

右之趣、先年從ニ 御公儀様ニ被ニ 仰

付一候ニ付、御要害之義、書面之通り急度相守
可レ申候、并ニ御閑所之外、秣・薪等苅取申

山道、耕作ニ通候道迄御停止ニ被ニ 仰付一、

農業之外一切通路仕間敷候、若蜜々(密)

通路仕、後日相聞候ハヽ、何様之御科被ニ 仰

付一候共、一言之義申上間敷候、如レ斯証文差上
申候上者、村中大小之百姓日々ニ申付、御要害遠

見急度相守可レ申候、為レ其惣百姓連判
一札差上申処、仍而如レ件

文久三亥年八月

深津弥市郎知行所

上州吾妻郡古森村

小前

忠兵衛印

(姓)

治太夫印

組頭

友右衛門印

百姓代

助印

定八印

名主

兵左衛門印

【23 読み下し文】

狩宿御関所遠見役（とおみやく）証文の事

一当村の義は、古来（こらい）より 御関所附きにて、御囲い
御要害（ようがい）遠見役仰せ付けられ、急度（きっと）相守り、
御関所御用何時（いつ）に限らず、仰せ付けられ次第

罷（まか）り出（いで）、御差図（さしづ）を得、相勤め來たり申し候事

一男女に限らず、他所の者当村へ参り、御関所

の外へり道通り度旨願い申す者御座候とも、一切（いっさい）案内
仕（つかまつ）る間敷（まじく）候、若（も）し金銀を貰い案内仕り候はば、
御公儀（こうぎ）様へ仰せ立てられ、何様（いかよう）の御科（とが）
仰せ付けられ候とも、少しも違背（いはい）仕る間敷候、万一
他所の者通り懸かり申し候はば捕らえ置き、早速（さつそく）

御関所へ申し上ぐべく候事

一御関所近所に出火、或（ある）いは騒動が間敷

儀御座候はば、村中残らず罷り出、御差図を請け、

御用相勤め申すべく候事

右の趣（おもむき）、先年御公儀様より仰せ付けられ
候に付、御要害の義、書面の通り急度相守り

申すべく候、並びに御関所の外、秣（まぐさ）・薪（たきぎ）等苅り取り申す

山道、耕作に通り候道迄御停止（ちようじ）に仰せ付けられ、

（密）

農業の外一切通路仕る間敷候、若し蜜々（みつみつ）

通路仕り、後日相聞こえ候はば、何様の御科仰せ付けられ

候共、一言（いちごん）の義申し上げ間敷候、斯（か）くの如き証文差し上

げ申し候上は、村中大小の百姓日々に申し付け、御要害遠

見急度相守り申すべく候、其（そ）の為（ため）惣百姓連判（れんぱん）
一札（いつさつ）差し上げ申す処、仍（よつて）件（くだん）の如し

（一八六三）

文久三年八月

深津弥市郎知行所

上州吾妻郡古森村

小前

忠兵衛（印）

百性代

治太夫（印）

組頭

友右衛門（印）

姓

幸助（印）

代

定八（印）

名主

兵左衛門（印）

狩宿

御関所